

身体障害者診断書・意見書作成の注意事項（再提出を要する事項）

身体障害者福祉法第15条第1項の**指定医師のみ**が、**指定障害区分に限り**作成できます。

指定されていない医師が作成したもの、指定障害区分以外のものでは、申請できません。

診断書・意見書の作成の際は、次の事項に十分御留意くださるようお願いいたします。

なお、注意事項を踏まえて診断書・意見書が作成されていない場合は、内容確認のため再提出をお願いすることがあります。再提出の場合、身体障害者手帳の交付が遅くなります。

区分	項目	注意事項	
肢体 不 自 由	等級意見	<p>目的動作能力だけでなく、その状態を裏付ける客観的、医学的所見（筋力テスト（MMT）など）から記入してください。</p> <p>※ 1キロメートル歩けない状態だけをもって、一律一下肢の著しい障害4級になりません。目的動作能力のほかMMT等の検査データを重視します。</p> <p>※ 軽度機能障害7級の場合、身体障害者手帳交付の対象になりません。</p>	
	機能障害	<p>(1) 筋力テスト（MMT）、関節可動域（ROM）</p> <p>(2) 握力値</p> <p>(3) 補装具等を使用しない状態での歩行能力・起立位・座位の状態</p>	
	欠損	<p>(1) 1/2「以上」か「未満」か</p> <p>(2) 下肢長（下肢の欠損の場合）</p> <p>(3) I P関節、P I P関節の残存の有無（手指・足趾の欠損の場合）</p> <p>※ I P関節、P I P関節が残存している場合、欠損に該当しません。</p>	
	程度変更 ・ 再認定	<p>既認定分の障害の現時点での状態</p> <p>※ 既に認定されている障害名、等級はそのまま認定せず、現時点での状態で新たに認定します。未記載の場合、認定できません。</p>	
	脳血管障害	<p>発症から3か月経過程度の場合は、「軽度化による将来再認定」を「要」とし、再認定の時期（1年後）を記入してください。</p>	
	廃用 症候群	障害固定	<p>原因疾病が廃用症候群の場合は、原因発生から6か月経過以降に診断してください。</p>
		記載事項	<p>原因発生の時期（安静臥床状態となった時期）</p>
	人工 関節 置換	障害固定	<p>術後6か月経過以降に診断してください。</p>
		記載事項	<p>(1) 手術日</p> <p>(2) 筋力テスト（MMT）や関節可動域（ROM）</p>
等級意見		<p>筋力テスト（MMT）や関節可動域（ROM）等の状態から記入してください。</p> <p>※ 人工関節等置換をもって一律機能全廃4級にはなりません。</p> <p>筋力や関節可動域等の状態から軽度機能障害（7級）の場合には、身体障害者手帳交付の対象になりません。</p>	

区分	項目	注意事項
視覚障害 白内障	障害固定	手術後6か月経過以降 に診断してください。 ※ 手術により改善が見込まれるため、原則として認定することが困難です。
	記載事項	(1) 視覚障害が白内障に影響しない場合は、白内障の進行度 (2) 手術することができない場合は、手術できない理由
求心性視野狭窄 輪状暗点	認定対象	求心性視野狭窄や輪状暗点の判断を伴う場合は、ゴールドマン全視野表及び眼底写真を添付してください。
心臓機能障害 ペースメーカ (先天性疾患の場合を除く)	障害固定	術後半月程度経過以降 に診断してください。 (ペースメーカの適応度クラス I 以外の場合)
	等級意見	植え込みから3年以内(新規)の場合 適応度 [クラス] と 身体活動能力(運動強度) [メッツ] から記入してください。 ※ ペースメーカ等の植え込みをもって一律1級にはなりません。
	再認定	再認定・植え込みから3年経過の場合 身体活動能力(運動強度) [メッツ] のみから記入してください。 ※ ペースメーカの適応度「クラス I」をもって1級にはなりません。
心臓・呼吸器機能障害	記載事項	(1) 心電図所見 、 動脈血ガス は、診断日から 直近3か月以内 で、 安定期 の検査データ (2) 検査データが入院中・退院前後の場合、入院の内容(症状増悪、精査入院など)、入退院日、退院後の経過観察の必要性の有無 ※ 3か月を経過している場合や発症直後、症状増悪による入院時などの急性期の場合は、改めて検査をお願いする場合があります。
じん臓機能障害 透析	認定対象	血清クレアチニン濃度 3.0mg/dℓ以上 であることが必要です。 ※ 透析治療実施だけをもって一律1級にはなりません。
ぼうこう・直腸機能障害 ストマ	認定対象	永久的造設 のものに限られています。 障害認定の対象となる場合には、 永久的造設 と記載してください。 ※ 再認定が付されている場合や将来閉鎖予定と記載がある場合は、 永久的造設 ではないとし、身体障害者手帳交付の対象になりません。
再認定	記載事項	(1) 重度化 することが予想される場合は、「 不要 」としてください。 (2) 将来障害の程度が 軽度化 することが予想される場合のみ「 要 」としてください。 ※ 将来的な手術 、機能回復訓練の実施、6才未満の成長期、脳血管障害発症後3か月程度の比較的早い時期などの場合